

議案第 6 号

藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成31年2月25日提出

平成31年2月25日可決

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の2第2項及び第3項中「第8条第2項」を「前条第2項」に改める。

第17条中「手続き」を「手続」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。